指定統計(社会・人口統計)一覧

指定統計の名称	作成府省
<人口、人口動態> 国勢調査	総務省
人口動態調査	厚生労働省
<労働·雇用> 労働力調査	総務省
毎月勤労統計調査	厚生労働省
就業構造基本調査	総務省
賃金構造基本統計	厚生労働省
* 民間給与実態統計	国税庁
* 地方公務員給与実態調査	総務省
*船員労働統計	国土交通省
<福祉·社会保障> 国民生活基礎統計	厚生労働省
<医療・健康・介護> 医療施設統計	厚生労働省
患者調査	厚生労働省
<家族・暮らし・居住・余暇・レジャー> 家計調査	総務省
全国消費実態調査	総務省
住宅・土地統計	総務省
法人土地基本統計	国土交通省
社会生活基本統計	総務省
<教育>	
学校基本調査	文部科学省
学校保健統計	文部科学省
学校教員統計	文部科学省
社会教育調査	文部科学省

(注) 現在、作成されているものに限る。

前回のWGにおいて、委員から指摘があった統計について、*を付している。

統計法(平成19年法律第53号)(抜粋)

(定義)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
 - 一 第五条第一項に規定する国勢統計
 - ニ 第六条第一項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして 総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人 その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるも のを除く。
 - 一 行政機関等がその内部において行うもの
 - 二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告 を求めることが規定されているもの
 - 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの
- 6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

(基幹統計の指定)

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、 統計委員会の意見を聴かなければならない。

(基幹統計調査の承認)

- 第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認 を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - ー 調査の名称及び目的
 - 二調査対象の範囲
 - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 四 報告を求める者
 - 五 報告を求めるために用いる方法
 - 六 報告を求める期間
 - 七 集計事項
 - 八 調査結果の公表の方法及び期日
 - 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

附則

(指定統計に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法(以下「旧法」という。)第二条の規定により指定を受けている指定統計(施行日において総務大臣が公示したものに限る。)は、新 法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなす。

(指定統計調査に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧法第七条第一項の規定により承認を受けた指定統計調査(同条第二項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの)は、新法第九条第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす。